

アウル 青少年育成会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、アウル青少年育成会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、末広会館を拠点し、美里・末広・錦町・弥生・下川町内会員が総意を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 子ども会の相談並びに育成指導。
- 2) 子ども会活動に必要な費用の調達。
- 3) 子ども会リーダーの養成。
- 4) リーダーに対する援助、協力。
- 5) 会場、遊び場、用具などの配慮。
- 6) 関係ある機関、団体、学校との連絡調整。
- 7) その他第2条の目的達成に必要な事項。

(会 員)

第 4 条 本会は、この趣旨に賛同する町内員をもって会員とする。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	2 名
会計	1 名
監事	若干名
理事	若干名
実行委員	1 名(当別町子ども育成連合会よりの依頼)

(役員を選出)

第 6 条 会長・副会長・会計・監事は総会にて選出する。

2. 理事は、町内各班からの推薦または会長の委嘱による。
3. 各指導委員(小学校・中学校)は、理事の中から推薦する。

(役員任期)

- 第 7 条 役員任期は、1年とし再任は妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 当別子ども会育成連合会の実行委員は、1年交替とする。
 4. 各指導委員は、1年交替とする。

(役員職務)

- 第 8 条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は、会長を補佐し事故あるときは代理する。また、会長の命を受け各種事業の計画・実施にあたる。
 3. 会計は、会計業務を担当する。
 4. 監事は、会計業務などを監査する。
 5. 理事は、班との調整及び本会の事業運営に参画する。

(会議)

- 第 9 条 総会及び役員会は会長が招集し、会長が議長となる。議決は、出席者の過半数で決定する。
2. 総会は、毎年5月に開催する。

(経費)

- 第 10 条 本会の経費は、助成金及び寄付金などをもって、これに充てる。

(会計年度)

- 第 11 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第 12 条 本会に相談役を置くことができる。

附 則

本規約は、昭和56年 4月 1日から適用する。

平成 9年 5月10日 に一部改定する。

平成 14年 5月 6日 に一部改定する。

平成 15年 5月19日 に一部改定する。

平成 21年 5月20日 に一部改定する。

平成 23年 5月 6日 に一部改定する。

平成 29年 5月17日 に一部改定する。